

# 富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱

(昭和63年4月1日告示第22号)

改正	平成3年11月30日告示第71号	平成4年2月5日告示第8号
	平成7年8月1日告示第48号	平成8年4月1日告示第18号
	平成13年1月29日告示第8号	平成14年3月18日告示第13号
	平成15年3月27日告示第22号	平成15年7月1日告示第55号
	平成15年8月5日告示第62号	平成16年7月1日告示第52号
	平成19年3月30日告示第73号	平成20年4月23日告示第83号
	平成21年2月18日告示第20号	平成22年1月26日告示第11号
	平成25年3月25日告示第53号	平成27年1月27日告示第10号
	平成28年3月28日告示第47号	平成31年3月29日告示第88号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、社会福祉協議会事業の推進を図るため、社会福祉法人富里市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において富里市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和60年条例第4号)、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象となる事業、経費及び補助金の額等は別表のとおりとする。

(申請)

第3条 市社協会長は、規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、補助対象事業の着手日の翌日から起算して30日以内に社会福祉協議会事業推進費補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付申請を受けたときは、補助金額を決定し社会福祉協議会事業推進費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により市社協会長に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第4条 市社協は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第14条の規定により、速やかに社会福祉協議会事業推進費補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第

3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認める場合はこの限りではない。

- 2 市長は、前項による申請があつたときは、速やかに審査し、変更の承認の可否を決定し、社会福祉協議会事業推進費補助金変更・中止(廃止)承認・却下通知書(別記第4号様式)により市社協に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 市社協会長は、規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、当該年度終了後1か月以内に社会福祉協議会事業推進費補助金実績報告書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、補助金額を確定し社会福祉協議会事業推進費補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により市社協会長に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 市社協会長は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、社会福祉協議会事業推進費補助金交付請求書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第7条 市社協会長は、規則第19条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、社会福祉協議会事業推進費補助金概算払交付請求書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途への使用し、若しくは補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を

命ずるものとする。

- 3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成3年11月30日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成4年2月5日告示第8号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規定は、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成7年8月1日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日告示第18号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成13年1月29日告示第8号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日告示第13号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里町社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規程は、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成15年3月27日告示第22号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規程は、平成14年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成15年7月1日告示第55号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成15年8月5日告示第62号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年7月1日告示第52号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第73号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月23日告示第83号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年2月18日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規定は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月27日告示第10号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第47号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額等
法人運営事業 及び地域福祉 活動事業	人件費	(1) 給料、地域手当、扶養 手当、住居手当、通勤手 当、管理職手当、期末手 当及び勤勉手当 (2) 社会保険料（健康保 険、厚生年金保険、子ど も・子育て拠出金）及び 労働保険料（労災保険、 雇用保険） (3) 職員退職手当積立金 及び共助会共済掛金	補助対象経費の額 （ただし、補助対 象経費の全額を上 限とし、予算の範 囲内で市長が定め る額）
ボランティア センター運営 事業	人件費	(1) 賃金、交通費、時間外 手当 (2) 社会保険料（健康保 険、厚生年金保険、子ど も・子育て拠出金）及び 労働保険料（労災保険、 雇用保険）	補助対象経費の額 （ただし、補助対 象経費の全額を上 限とし、予算の範 囲内で市長が定め る額）
	事業費	謝礼金、健康診断料、研修 研究費（研修費、交通費等）、 需用費（消耗品費、食材・ 食料費）、役務費（通信運搬 費）、保険料、賃借料及び保 守料	補助対象経費（上 限額 664,000 円） の2分の1以内
心配ごと相談 事業	事業費	実費弁償、需用費（消耗品 費、食材・食料費）、役務費 （通信運搬費）及び負担金	補助対象経費（上 限額 181,000 円） の2分の1以内
地区社協活動 補助事業	事業費	地区社協の地域福祉活動実 施を支援するための経費	地区社協の数に基 準額 200,000 円を 乗じて得た額の2 分の1以内

別記

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

富里市長

様

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 印

社会福祉協議会事業推進費補助金交付申請書

年度において、社会福祉協議会事業を下記のとおり実施したいので、  
富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第3号第1項の規定により補  
助金の交付を申請します。

記

補助金交付申請額 円

1 概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額			
月	月	月	月
円	円	円	円
概算払を受けよ うとする理由			

\* 概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

2 年度収支予算書

3 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

指令第 号  
年 月 日

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 様

富里市長



社会福祉協議会事業推進費補助金交付決定通知書  
年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度社会福祉協議会事業推進費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円

概算払による交付額

交付時期	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円

\* 概算払の決定を受けた場合は、補助金交付要綱第7条に規定する社会福祉協議会事業推進費補助金概算払請求書を市長に提出してください。

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

富里市長 様

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 印

社会福祉協議会事業推進費補助金変更・中止（廃止）承認申請書  
年度において、社会福祉協議会事業を下記のとおり変更・中止（廃止）したいので、富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第4条第1項の規定により承認を申請します。

記

追加交付申請額 円  
既交付決定額 円  
変更・中止（廃止）後補助金所要額 円

1 変更・中止（廃止）後の概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額			
月	月	月	月
円	円	円	円
概算払を受けようとする理由			

\* 概算払を受けたい場合は、資金収支計画書を添付すること。

2 変更・中止（廃止）の理由

3 その他市長が必要と認める書類



第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 様

富里市長



社会福祉協議会事業推進費補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書  
年 月 日付け 第 号で変更・中止（廃止）承認申請の  
あった 年度社会福祉協議会事業推進費補助金については、下記のとおり  
決定しましたので、富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第4条  
第2項の規定により通知します。

記

1 承認 追加交付決定額 円  
既交付決定額 円  
変更後補助金所要額 円

変更・中止（廃止）後の概算払による交付額

交付時期	既交付済額	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円	円


\* 概算払の決定を受けた場合は、補助金交付要綱第7条に規定する社会福祉協議会事業推進費補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 却下 理由

第5号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

富里市長 様

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 

社会福祉協議会事業推進費補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号で交付の決定を受けた社会福祉協議会事業推進費補助金については、富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

- 1 社会福祉協議会事業推進費補助金精算書
- 2 年度収支決算書
- 3 その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第5条関係）

達 第 号  
年 月 日

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 様

富里市長



社会福祉協議会事業推進費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で事業実績報告のあった

年度社会福祉協議会事業推進費補助金については、下記のとおり交付額が  
確定しましたので、富里市社会福祉協議会推進費補助金交付要綱第5条第2項  
の規定により通知します。

記

交付確定額 円

内訳

単位：円

補助対象事業	実績額	既交付額	過不足額	
			過剰額	不足額
計				

第7号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

富里市長 様

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 印

社会福祉協議会事業推進費補助金交付請求書

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった 年度  
社会福祉協議会事業推進費補助金については、富里市社会福祉協議会事業推進  
費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

請求額の内容

確定額	円
概算受入済額	円
不足額（請求額）	円

振込先	銀行	支店
預金種別		
口座番号		
口座名義		

第8号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

富里市長 様

社会福祉法人 富里市社会福祉協議会  
会長 印

社会福祉協議会事業推進費補助金概算払交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付の決定を受けた社会福祉協議会事業推進費補助金については、富里市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 ①		円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
今 回 請 求 額 ③		円
補助金交付決定額との差額 ①－②－③		円

注 既交付済額には、既に概算払を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入してください。

振 込 先	銀行	支店
預 金 種 別		
口 座 番 号		
口 座 名 義		